

令和3年6月25日

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

予算審査委員会委員長 芦田 眞弘

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第9号「令和3年度福知山市一般会計補正予算（第3号）」
- ・議第10号「令和3年度福知山市水道事業会計補正予算（第1号）」
- ・議第11号「令和3年度福知山市下水道事業会計補正予算（第1号）」
- ・議第23号「令和3年度福知山市一般会計補正予算（第4号）」

2 審査の概要

6月18日、21日、22日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。各所管部署より詳細な説明を受け議案審査を行い、のべ26人の委員から大きく30項目の質疑がありましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第9号の民間企業交流事業について、「業務内容と期待する効果、受入時期・受入期間」を問う質疑があり、「鉄道のまち福知山をスイーツや明智光秀、鬼と並ぶコンテンツに育てていくためJR社員1名を派遣してもらい、本市施策の推進にあたり活躍を期待するもので、具体的には（仮称）福知山鉄道館ポップランド建設事業を強力に推進するという目的がある。これにより、歴史継承や観光誘客の拠点施設としての価値を高める取り組みを中心に行っていただきたいと思っている。また、受入時期については先方の定期人事異動時期が4月ではなく、6月・7月であるためである。受入期間については今後協議を行い、複数年を考えている」との答弁がありました。続いて、「賃金形態や負担金の額」を問う質疑があり、「先方と協定を交わした上で、給与はJR側が支払い、本市は負担金としてJRへ支出する。負担金については、給料や諸手当、賞与、社会保険料負担金を含んだ額となっている」との答弁がありました。

次に、健康づくりポイント事業について、「2者の委託料の違い」を問う質疑があり、「モデル事業に参加する自治体で決済事業者のシステム改修費を按分することになっており、自治体数等の違いによって差が生じる」との答弁がありました。続いて、「利用人数の想定と若い世代が利用できる工夫」を問う質疑があり、「116,039人の利用を想定してい

る。若い世代への工夫としては、民間のチャレンジ参加者やスポーツジム、ヨガ・体操教室の利用者を対象とするように調整していきたい」との答弁がありました。続いて、「ポイント付与に一般財源を活用することと、50ポイントを設定した考え」を問う質疑があり、「ポイント原資については補助対象にならない。ポイント数については利用人数や付与対象とする教室数等から計算をした」との答弁がありました。

次に、土木一般管理事業について、「近畿市町村災害復旧相互支援機構における設立者の代表6市町村と出捐金の根拠、今後の費用支出」を問う質疑があり、「京都府福知山市、大阪府貝塚市・摂津市、兵庫県佐用町・宍粟市、奈良県五條市の6市町である。機構設立に300万円を要するため、今回に限り出捐金として50万円を支出する。今後の支出についてはどのようなメニューを活用するかによる」との答弁がありました。

次に、有害鳥獣防除事業について、「要望農区への侵入防止柵の配布スケジュールと、これまでの総延長」を問う質疑があり、「11月から12月に配布し、2月までに設置するようお願いしたいと考えている。総延長は今回の58kmを含め、942kmとなる」との答弁がありました。

次に、ICOCA普及拡大事業について、「財源をふるさと納税基金繰入金とした理由」を問う質疑があり、「寄附者自らが使い道として選ばれた本市寄附金の7つの使い道の一つである、その他、本市施策の推進のために市長が認める事業として、活用することとした」との答弁がありました。続いて、「移動制限解除の範囲、判断の考え方」を問う質疑があり、「感染拡大のリスクが残る中、現時点で決定することはできない。全国の動向を見据え、鉄道事業者等関係者と調整しながら判断する」との答弁がありました。

次に、議第11号下水道事業会計における福知山終末処理場汚泥処理施設再構築事業の継続費の変更について、「今回の追加により11億4300万円の増額となった経緯」を問う質疑があり、「令和2年6月から進めている汚泥有効利用基本設計の中で、要求水準書作成時に更に効率の良い維持管理の検討を行い、見積の再徴取・事業計画等のヒアリングを実施した結果、事業範囲の変更・期間の延長となった」との答弁がありました。また、「総額65億円を要する本事業のうち、企業債が29億3600万円となっており、今後の料金値上げの可能性」を問う質疑があり、「経営戦略の収支計画の状況を踏まえて考えると、現状では値上げには至らないと判断している」との答弁がありました。

次に、議第23号の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業について、「実施主体と支給に要する期間」を問う質疑があり、「市に申請いただき、審査後約2～3週間で振込できる」との答弁がありました。

なお、議第10号についての質疑はありませんでした。

討論は、ありませんでした。

3 審査結果

- ・議第9号 全員賛成で原案可決
- ・議第10号 全員賛成で原案可決
- ・議第11号 賛成多数で原案可決
- ・議第23号 全員賛成で原案可決